

全国こども政策関係部局長会議

令和6年1月

文部科学省総合教育政策局

1. 青少年の体験活動の推進について	
(1) 企業等と連携した子供のリアルな体験活動の推進について	001
(2) 国立青少年教育振興機構の取組について	005
(3) 全国の青少年教育施設について	006
(4) 子どもゆめ基金について	008
2. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進等について	009
3. 社会教育士について	020
4. 家庭教育支援の推進について	024
5. 「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」について	028

企業等と連携した子供のリアルな体験活動の推進についての概要

～子供の体験活動推進に関する実務者会議論点のまとめ～

背景

- 少子化や子供たちの生活の多様化、家庭環境の変化等により、子供の体験活動の場や機会は減少傾向となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、子供の体験活動の減少に拍車がかかっている。 ⇒ **子供の体験活動推進宣言**
- このような状況を踏まえ、企業等とも連携したリアルな体験活動を推進することとして、企業、教育委員会、青少年団体等、子供の体験活動に携わる実務者による「子供の体験活動推進に関する実務者会議」を設置し、体験活動に関する推進方策を検討。

第1 体験活動の定義、効果・意義、現状

I 体験活動の定義

- 体験活動とは「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として体験するものに対して意図的・計画的に提供される体験」(H19中教審答申)
- 体験活動は、具体的には、「生活・文化体験活動」、「自然体験活動」、「社会体験活動」に分類(H25中教審答申)。
※企業等による職場体験や科学体験、国際交流体験、読書活動等も含まれる。

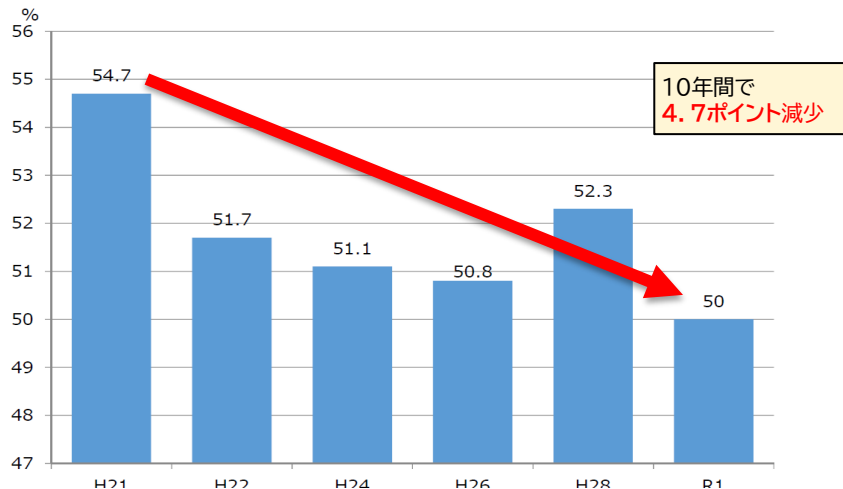
II 体験活動の効果・意義

- 自尊感情、自己肯定感、自律性、協調性、積極性といった非認知能力の上昇、物事に対する意欲の向上
- 体験活動を提供する企業における、社員の所属する企業の社会的役割の再認識、労働意欲の向上 等

III 子供の体験活動の現状

自然体験に関する行事に参加した子供の割合の減少

学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供(小学1年～6年生)の割合(%)は、平成21年度から令和元年度の10年間で54.7%から50%に減少

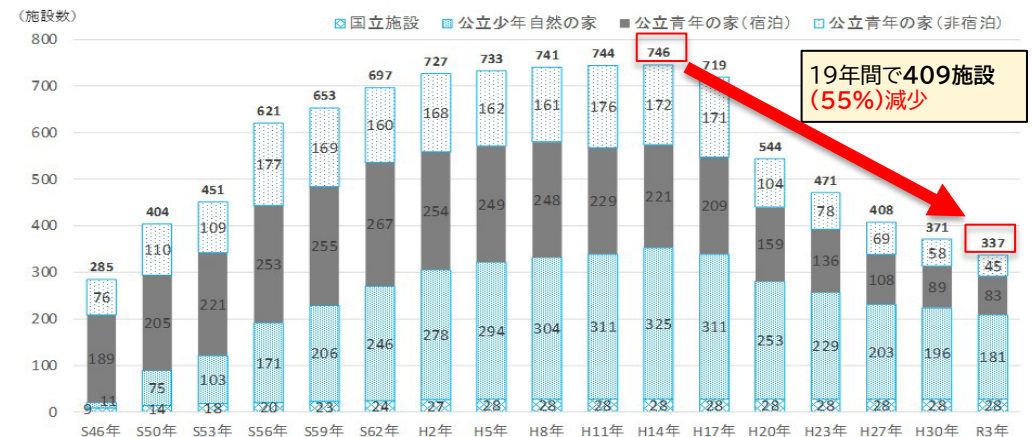


(独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査」)

青少年教育施設の減少

国公立青少年教育施設数は平成14年度の746施設をピークに、年々減少を続け、令和3年度には337施設に減少

・国公立青少年教育施設数



(文部科学省「社会教育調査」)

第2 企業や青少年教育団体等と連携した子供の体験活動推進にあたっての課題

1 体験活動の「量」の確保

- 学校や青少年教育施設、青少年教育団体、企業等の連携による体験活動の場や機会の充実
- 家庭の経済状況や障害等、困難な状況等にある子供の参加促進
- 学校教育活動に加え、企業や青少年教育団体等による学校教育活動外での体験活動の推進

2 体験活動の「質」の確保

- 安全安心で、子供の発達段階や興味関心に応じた多様な体験活動の提供
- 達成感や学び、連帯感等を感じられるプログラムの作成
- 参加者や保護者のニーズに応じたプログラムの作成
- 多様な体験活動に関する指導者の確保と養成

3 体験活動の「利用者」と「提供者」を結びつける仕組みの構築

- 体験活動に関する統一的なポータルサイトの構築
- 各地域における体験活動推進拠点の整備
- 「利用者」と「提供者」をつなぐコーディネータの確保と養成

4 体験活動の「利用者」の参加インセンティブの仕組みの構築

- 日常では経験できないリアルで魅力的な体験活動プログラムの提供
- 学校や地域のニーズを踏まえた体験活動プログラムの作成
- 学校や教師に対して、体験活動の有用性を伝える取組
- 学校や教師、青少年教育団体等を顕彰する仕組みの構築

5 体験活動の「提供者」の参加インセンティブの仕組みの構築

- 体験活動プログラム作成にあたっての企業へのサポート
- 企業のブランドイメージや、青少年教育団体のモチベーションの向上に資する表彰制度の充実
- 子供や保護者等の声を「提供者」に届ける仕組みの構築

6 体験活動の教育的価値の啓発

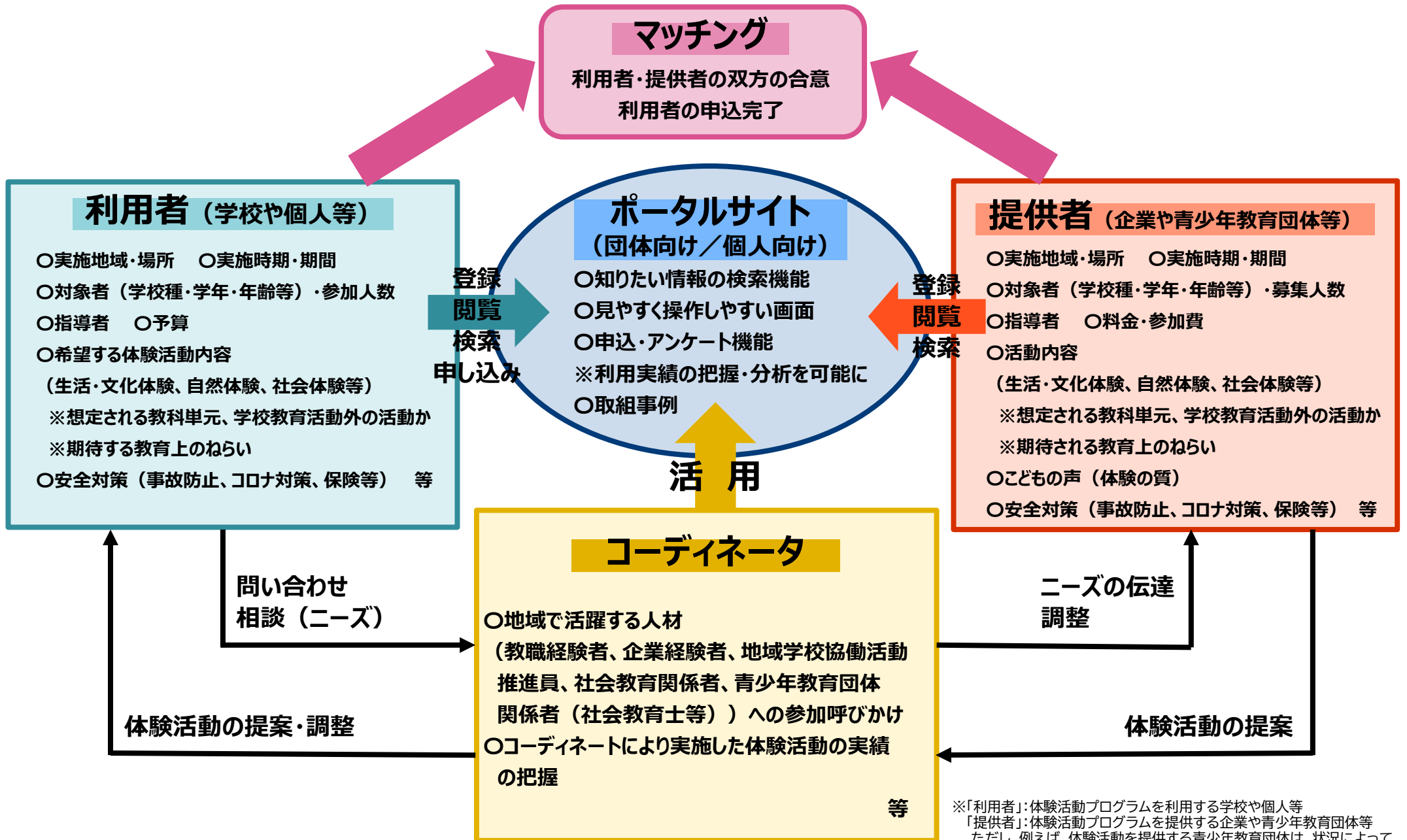
- 国民全体に向けた体験活動の効果や有用性を広めるための啓発

※「利用者」:体験活動プログラムを利用する学校や個人等
「提供者」:体験活動プログラムを提供する企業や青少年教育団体等

第3 企業や青少年教育団体等と連携した子供の体験活動の推進方策

I 短期的方策(1、2年程度)	II 中期的方策(3年～5年程度)	III 長期的方策(6年以上)
<p>1 ポータルサイトの構築</p> <ul style="list-style-type: none">○全国の体験活動に関する情報を網羅的に集約したポータルサイトの構築と周知○体験活動の優良事例や自治体のイベント情報、コーディネータ等の情報発信○検索機能、アンケート機能、活動記録機能、体験活動数の把握機能等の実装○ポータルサイト運営管理者による利用者へのサポート体制の構築 <p>2 地域における体験活動推進拠点体制の在り方の検討</p> <ul style="list-style-type: none">○地域拠点の実態把握や好事例の発信○地域拠点を支える人材や財源の確保方策(コーディネータの役割の明確化)○地域学校協働本部(地域学校協働活動推進員)との連携 <p>3 「利用者」「提供者」のニーズを踏まえた体験活動プログラムの充実</p> <ul style="list-style-type: none">○学校、青少年教育団体等の知見を活用した企業等による体験活動プログラムの開発 <p>4 指導者の研修</p> <ul style="list-style-type: none">○自然体験活動指導者(NEAL)の活用等による研修の充実○教員研修等の場での周知 <p>5 体験活動を普及するための周知活動</p> <ul style="list-style-type: none">○「利用者」と「提供者」の相互理解を深めるフォーラム等の開催○青少年教育施設職員による学校や教師への説明会 等	<p>1 地域拠点体制の整備と運営</p> <ul style="list-style-type: none">○モデル事業の実施とその成果の発信○地域拠点同士のネットワーク構築 <p>2 コーディネータの確保と養成</p> <ul style="list-style-type: none">○コーディネータの確保方策の検討○コーディネータの研修制度の創設 <p>3 指導者の確保と養成</p> <ul style="list-style-type: none">○様々な体験活動の指導者の確保・養成策の検討 <p>4 体験活動の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none">○ポータルサイトでの情報発信○体験活動普及啓発フォーラムの開催○「体験の風をおこそう推進月間」の推進 等	<p>○短期的方策、中期的方策を踏まえた、体験活動のフォローアップ、評価、新たな推進方策の検討</p>

体験活動プログラムの利用者と提供者のマッチング（イメージ）



※「利用者」：体験活動プログラムを利用する学校や個人等
「提供者」：体験活動プログラムを提供する企業や青少年教育団体等
ただし、例えば、体験活動を提供する青少年教育団体は、状況によって、「利用者」にも「提供者」にもなりうることに留意。

国立青少年教育振興機構について

我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、青少年をめぐる様々な課題へ対応するため、青少年に対し教育的な観点から、より総合的・体系的な一貫性のある体験活動等の機会や場を提供するとともに、青少年教育指導者の養成及び資質向上、青少年教育に関する調査及び研究、関係機関・団体等との連携促進、青少年教育団体が行う活動に対する助成を行い、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図ることを目指しています。

全国の国立青少年教育施設

全国**28か所**にある国立青少年教育施設では豊かな自然をはじめとする特色を生かしたプログラムを提供しています。

★詳しくは各施設のHPを参照いただき、ご相談ください。
⇒<https://www.niye.go.jp/facilities/facilities.html>



子供の貧困対策事業

1. 生活・自立支援キャンプ

当キャンプは、困難な環境にある子供を対象に体験活動を通じて、規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けることを目的とし、児童養護施設等と連携して事業を実施しています。

2. 子どもゆめ基金による支援

民間団体が、経済的に困難な状況にある子供を対象とした体験活動や読書活動等を行う場合は、通常は助成対象外としている参加者の交通費、宿泊費などの自己負担経費について、参加する子供の負担を軽減するために助成の対象としています。

3. 学生サポーター制度

本制度は、経済的に困難な状況下で大学や専門学校において勉学に励む、児童養護施設又は母子生活支援施設に在籍していた学生を対象とした制度です。長期休暇や土日を活用し、当機構の施設で「生活自立支援キャンプ」をはじめとする各種事業や施設運営の補助に従事し、報酬として毎月定額を支給し学生を支援しています。

青少年教育に関する調査研究

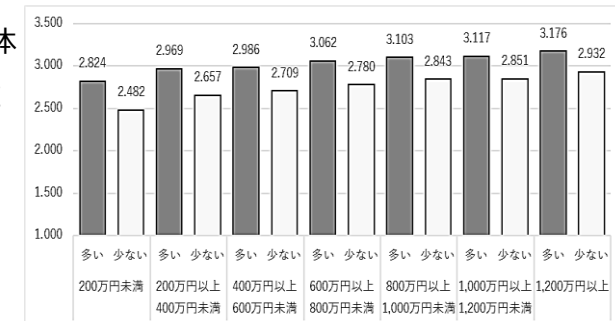
国立青少年教育振興機構では、青少年教育に関する調査研究を実施し、その成果を広く提供・活用することにより青少年教育の振興を図ることを目的としています。

▶「青少年の体験活動等に関する意識調査」

平成18年度から青少年の自然体験、生活体験、生活習慣の実態や自立に関する意識等について、全国規模の調査を行っています。

令和元年度に行った調査では、社会経済的背景の相違に関わらず、自然体験が多い子供ほど、自己肯定感が高く、自律性・積極性・協調性といった自立的行動習慣が身についている傾向があることなどが分かっています。

令和4年度に行った最新の調査結果は、本年3月に当機構HP上で公開予定です。



出典：青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）
図 自然体験2群と世帯年収を要因とした自己肯定感に関する指標の得点比較（小4～小6生）

本調査結果の詳細は、こちらのQRコードよりお読みいただけます。
是非アクセスください！



施設案内

たいせつ

1. 大雪青少年交流の家

大雪山国立公園内に位置し、壮大な山々、原生林に囲まれた自然豊かな環境にあります。四季折々の自然が楽しめる、「登山」や「ハイキング」といった研修プログラムを実施しているほか、冬には地域の特性を活かして「クロスカントリースキーコース」も設置しています。

〒071-0235 北海道上川郡美瑛町白金温泉
TEL 0166-94-3121 / FAX 0166-94-3223



<https://taisetsu.niye.go.jp>

ひだか

2. 日高青少年自然の家

札幌、旭川、新千歳空港から車で2時間圏内に位置し、ラフティングや沢のぼり等の川あそびをはじめ、たき火や野外炊事、スキーやスノーラフティング等、一年を通して豊かな自然を満喫できるアクティビティを提供しています。

〒055-2315 北海道沙流郡日高町字富岡
TEL 01457-6-2311 / FAX 01457-6-3934



<https://hidaka.niye.go.jp>

いわてさん

3. 岩手山青少年交流の家

テンパーク(愛称)は、岩手山の自然豊かな山裾に位置しています。登山、キャンプ、野外炊事や冬はそり遊びなど四季を通じた自然体験活動のほか自然素材を活かした創作活動、キャップハンディ体験、南部曲り家を使用した活動などができます。

〒020-0601 岩手県滝沢市後 292
TEL 019-688-4221 / FAX 019-688-5047



<https://iwate.niye.go.jp>

7. オリンピック記念青少年総合センター

都会の中心にありながら、緑豊かな森に囲まれた施設です。青少年及び青少年教育指導者等の各種研修や文化・芸術、スポーツ、国際交流等、幅広い体験の場と機会を提供する国内最大の都市型青少年教育施設です。

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1
TEL 03-3469-2525 / FAX 03-3469-2277



<https://nyc.niye.go.jp>

わかさわん

13. 若狭湾青少年自然の家

大陸とつながる「海の道」の玄関として栄えた若狭湾。リアス式海岸が続く若狭湾のほぼ中央に位置し、舞鶴若狭道中上 IC から約 15 分です。目の前に広がる雄大な若狭湾を舞台に、カッター、シーカヤック、スノーケリングなどを通して海の魅力を体験できる施設です。

〒917-0198 福井県小浜市田島区大浜
TEL 0770-54-3100 / FAX 0770-54-3023



<https://wakasawan.niye.go.jp>

さんべ

19. 三瓶青少年交流の家

島根県の中央部、国立公園三瓶山の自然林の中に位置しています。この豊かな自然環境の中で、登山、サイクリング、歩くスキー、スノーシュー、かんじきハイキングなど四季を通じ、様々な自然体験活動が実施できます。

〒694-0002 島根県大田市山口町山口 1638-12
TEL 0854-86-0319 / FAX 0854-86-0458



<https://sanbe.niye.go.jp>

いさはや

25. 諫早青少年自然の家

長崎県と佐賀県にまたがる多良山系の中腹に位置し、眼下には諫早平野や雲仙、遠くは天草を見ることが出来ます。豊かな自然環境を利用した沢登りや五家原登山、オリエンテーリングなど様々な自然体験活動ができます。

〒859-0307 長崎県諫早市白木峰町 1109-1
TEL 0957-25-9111 / FAX 0957-25-9115



<https://isahaya.niye.go.jp>

あかぎ

8. 赤城青少年交流の家

上毛三山(赤城山・榛名山・妙義山)の一つ赤城山麓の標高約 530 メートルに位置し、四季を通じて豊かな自然環境に恵まれ、体験と交流の場を提供することにより、共に学びあえる施設づくりに努めています。

〒371-0101 群馬県前橋市富士見町赤城山 27
TEL 027-289-7224 / FAX 027-289-7226



<https://akagi.niye.go.jp>

ちゅうおう

14. 中央青少年交流の家

世界文化遺産に登録された富士山を間近に望み、首都圏や中京圏からも近く、富士山麓トレッキングやウォークラリーなどの多様な自然活動ができます。また、大小の研修室やクロスカントリーコース(1.6km)等のスポーツ設備も充実しており、学びや活動の場として最適です。

〒412-0006 静岡県御殿場市中畑 2092-5
TEL 0550-89-2020 / FAX 0550-89-2025



<https://fujinosato.niye.go.jp>

えたじま

20. 江田島青少年交流の家

広島湾に浮かぶ風光明媚な江田島に位置し、瀬戸内の温暖な気候と豊かな自然環境の中で、カッター研修などの海洋研修、学習活動やスポーツ活動、野外活動など多様な活動を通して、青少年の自主性や意欲を育てています。

〒737-2126 広島県江田島市江田島町津久茂 1-1-1
TEL 0823-42-0660 / FAX 0823-42-0664



<https://etajima.niye.go.jp>

あそ

26. 阿蘇青少年交流の家

九州のほぼ中央、阿蘇五岳の懐に抱かれた阿蘇くじゅう国立公園内に位置し、先人の暮らしから受け継がれた千年の大草原をフィールドに、登山やオリエンテーリング、ハイキングなど大自然を満喫できる体験活動プログラムを実施しています。

〒869-2692 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 6029-1
TEL 0967-22-0811 / FAX 0967-22-0814



<https://aso.niye.go.jp>

しんしゅうたかとお

9. 信州高遠青少年自然の家

中央・南アルプスを望み、高遠城址のコヒガンザクラで知られる伊那市高遠町の晴ヶ峰高原に位置し、白樺や唐松林に囲まれたログハウスやロッジが点在しています。「自然の豊かさを見つけよう 考えよう 味わおう 楽しもう」をスローガンに様々な体験活動を支援しています。

〒396-0301 長野県伊那市高遠町藤沢 6877-11
TEL 0265-96-2525 / FAX 0265-96-2151



<https://takato.niye.go.jp>

のりくら

15. 乗鞍青少年交流の家

北アルプス乗鞍岳を背景に、白樺林に囲まれた乗鞍高原に位置し、四季を通して清浄な大自然を満喫できます。夏は標高 1,510m の高地での陸上トレーニング、冬は飛騨高山スキー場と直結したグレンデでスキー活動が行えます。

〒506-0815 岐阜県高山市岩井町 913-13
TEL 0577-31-1013 / FAX 0577-31-1025



<https://norikura.niye.go.jp/norikura>

やまぐちとくち

21. 山口徳地青少年自然の家

山口県のほぼ中央、長門峡県立自然公園内に位置しています。中国自動車道徳地 IC から約 15 分です。県内最大級の天体望遠鏡による天体観察、ハイキング、マウンテンバイクなどの野外活動の他、人間関係を築く力を高める体験学習プログラムが人気です。

〒747-0342 山口県山口市徳地船路 668
TEL 0835-56-0113 / FAX 0835-56-0130



<https://tokuji.niye.go.jp>

おおすみ

27. 大隅青少年自然の家

鹿児島県の大隅半島のほぼ中央、夕暮れ時には黄金の夕日に染まる錦江湾(鹿児島湾)を眼下に望み、高隴山系の山裾に位置しています。カヌーやゴムボート活動、登山やハイキングなど、海・山・川での自然体験活動を実施しています。

〒891-2396 鹿児島県鹿屋市花里町赤崩
TEL 0994-46-2222 / FAX 0994-46-2540



<https://osumi.niye.go.jp>

はなやま

4. 花山青少年自然の家

東北地方のほぼ中央に位置し、宮城・岩手・秋田県にまたがる栗駒山南麓の雄大な自然の中にあります。栗駒山系の豊かな水環境を全身で感じる「沢活動」をはじめ、四季折々の大自然をまるごと使った冒険活動、環境学習活動等のプログラムを用意しています。

〒987-2593 宮城県栗原市花山字本沢沼山 61-1
TEL 0228-56-2311 / FAX 0228-56-2469



<https://hanayama.niye.go.jp>

ばんだい

5. 磐梯青少年交流の家

磐梯朝日国立公園の磐梯山南側に位置し、眼下には雄大な猪苗代湖を望み、近くには多くの湖沼群を有する裏磐梯などの豊かな自然環境が広がっています。登山やハイキング、スキー、天体観測、会津の歴史探訪、防災・減災教育などを提供しています。体験活動を通して様々な「感動」を得ることができます。

〒969-3103 福島県耶麻郡猪苗代町字五輪原 7136-1
TEL 0242-62-2530 / FAX 0242-62-2532



<https://bandai.niye.go.jp>

なすかし

6. 那須甲子青少年自然の家

日光国立公園内に位置しています。福島県の甲子高原と栃木県の那須高原に広がる広大な敷地には阿武隈川源流や豊かな森が広がっています。登山、沢歩き、スキーなど豊かな感性を育む自然体験活動が充実しています。

〒961-8071 福島県西白河郡西郷村大字真船字村火 6-1
TEL 0248-36-2331 / FAX 0248-36-2150



<https://nasukashi.niye.go.jp>

みょうこう

10. 妙高青少年自然の家

妙高戸隠連山国立公園内に位置しており、春から秋にかけては敷地内を流れる川の探検やハイキング、冬は豊富な雪を利用したスキー(アルペン・クロスカントリー)やスノーシュー・ハイク、仲間づくりプログラム(通年)など、四季を通じて様々な体験活動プログラムを提供しています。

〒949-2235 新潟県妙高市大字関山 6323-2
TEL 0255-82-4321 / FAX 0255-82-4325



<https://myoko.niye.go.jp>

たてやま

11. 立山青少年自然の家

立山連峰のふもとに位置しています。登山や 600mm 望遠鏡、プラネタリウムでの星空観察など、周辺の自然環境を活かしたプログラムがあります。特に幼児を対象とした自然体験活動「立少トントンたんけん隊」を推進しています。

〒930-1407 富山県中新川郡立山町戸崩寺字前谷1
TEL 076-481-1321 / FAX 076-481-1430



<https://tateyama.niye.go.jp>

のと

12. 能登青少年交流の家

能登半島入口の羽咋(はくい)市にあり、日本海を間近に望み豊かな自然環境を持つ扇状地に位置しています。里海・里山を活用した多彩な体験活動プログラムを提供しています。

〒925-8530 石川県羽咋市柴垣町 14-5-6
TEL 0767-22-3121 / FAX 0767-22-3125



<https://noto.niye.go.jp>

そに

16. 曾爾青少年自然の家

奈良県・三重県境にある室生赤目青山国立公園内のスキーが一面に広がる曾爾高原に位置しています。周辺の自然環境を活かしたハイキングや自然環境、森林環境学習、天体観察といった体験活動プログラムを提供しています。

〒633-1202 奈良県宇陀郡曾爾村太良路 1170
TEL 0745-96-2121 / FAX 0745-96-2126



<https://soni.niye.go.jp>

あわじ

17. 淡路青少年交流の家

淡路島の南端に位置し、白砂青松 100 選に選ばれた吹上浜を見渡すことのできる場所にあります。人気のカッター研修や防災・減災について体験を通して学べる「防災クエスト」などバーエーション豊かな体験活動プログラムを提供しています。

〒656-0543 兵庫県南あわじ市阿万塩屋町 757-39
TEL 0799-55-2693 / FAX 0799-55-0463



<https://awaji.niye.go.jp>

きび

18. 吉備青少年自然の家

岡山県のほぼ中央、吉備高原の標高 300m から 360m に位置しています。敷地内の人造湖「鳴滝湖」や赤松林に囲まれた豊かな自然を活用した、カッター・ハイキング・オリエンテーリング等様々な体験活動を行っています。

〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川 4393-82
TEL 0866-56-7231 / FAX 0866-56-7235



<https://kibi.niye.go.jp>

おおず

22. 大洲青少年交流の家

四国の西に位置し、伊予(愛媛)の小京都と呼ばれる「大洲」には清流「脇川」がのどかに流れ、その脇川でのカヌー体験活動をメインに、四季折々の豊かな自然の中で野外活動や文化的な活動及びスポーツ活動が実施できます。

〒795-0001 愛媛県大洲市北只 1086
TEL 0893-24-5175 / FAX 0893-24-2909



<https://ozu.niye.go.jp>

むろと

23. 室戸青少年自然の家

室戸岬を南に望み、豊かな緑に囲まれた環境にあり、多様な自然体験活動を通して、問題を解決する能力や、豊かな感性を育むプログラムを実施しています。シーカヤックやスノーケリング、SUP などの海洋活動も充実しています。

〒781-7108 高知県室戸市元乙 1721
TEL 0887-23-2313 / FAX 0887-23-2484



<https://muroto.niye.go.jp>

やすこうげん

24. 夜須高原青少年自然の家

福岡県の中央に位置し、都市部からもアクセスしやすい場所にあります。四季を通じていろんな動物や植物、昆虫を見ることができ、またフィールドビンゴやフォトラリーなど、手軽に自然を楽しめます。晴天時には 200mm 天体望遠鏡で月や土星などを観察できます。

〒838-0202 福岡県朝倉郡筑前町三箇山 1103
TEL 0946-42-5811 / FAX 0946-42-5880



<https://yasu.niye.go.jp>

おきなわ

28. 沖縄青少年交流の家

那覇泊港から高速船で 35 分の渡嘉敷島にあり、国立公園に指定された慶良間ブルーの海と白砂のビーチでスノーケリング等の海洋研修が年間を通して体験できます。また、離島ならではの星空観察やスポーツ合宿、平和学習も実施できます。

〒901-3595 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 2760
TEL 098-987-2306 / FAX 098-987-2318



<https://okinawa.niye.go.jp>



子どもゆめ基金事業について

「子どもゆめ基金」は、未来を担う夢を持った子供の健全育成を推進するため、民間団体が行う様々な体験活動や読書活動への支援を行っています。

<助成の対象となる団体>

- 財団法人や社団法人
- 特定非営利活動法人
- 法人格を有しないが、青少年のために活動する団体 等

<助成の対象となる活動>

①子供の体験活動

- ・自然観察やキャンプ等の自然体験活動
- ・科学実験教室等の科学体験活動
- ・文化・芸術、スポーツ等を通じた交流体験活動
- ・清掃、高齢者介護体験等の社会奉仕体験活動
- ・子供の体験活動の指導者養成 等



②子供の読書活動

- ・読み聞かせ、読書会活動
- ・子供の読書活動の振興を図るフォーラムの開催 等



③子供向け教材開発・普及活動

- ・子供の体験活動や読書活動を支援・補完するデジタル教材を開発し、普及する活動



※経済的に困難な状況にある子供の体験活動への助成について、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費・飲食代等を特に助成の対象とすることで、参加者の負担を軽減しています。

<助成の対象とならない活動（例）>

- 国又は地方公共団体等が実施する活動
- 国又は地方公共団体等との「共催」で実施する活動
- 他の機関・団体等から委託（指定管理）を受けて行う活動
- 学校の授業や行事の一環として行う活動
- 国又は国が出資した資金等に助成金等の申請を行う活動
（例：芸術文化振興基金、スポーツ振興基金、社会福祉振興助成事業、地域と学校の連携・協働体制構築事業等）

※地方公共団体の補助金・助成金を併用することは可能です。

【令和5年度助成金の申請・採択状況】※（前年度比増減）

活動分野	申請件数	採択件数	交付決定額
体験活動	3,486件(▲592件)	2,901件(▲154件)	12.1億円(▲0.3億円)
読書活動	352件(▲61件)	309件(▲14件)	1.3億円(▲0.2億円)
教材開発	27件(2件)	12件(▲1件)	0.8億円(▲0.03億円)
合計	3,865件(▲651件)	3,222件(▲169件)	14.2億円(▲0.5億円)

【活動規模別の助成金限度額】※活動実績のない新規団体は、原則として限度額の2分の1となります。

活動規模	参加者を募集する範囲	限度額
全国規模	24都道府県以上で募集	600万円
都道府県規模	都道府県全域又は複数都道府県にて募集	200万円
市区町村規模	市区町村単位又は複数市区町村にて募集	100万円

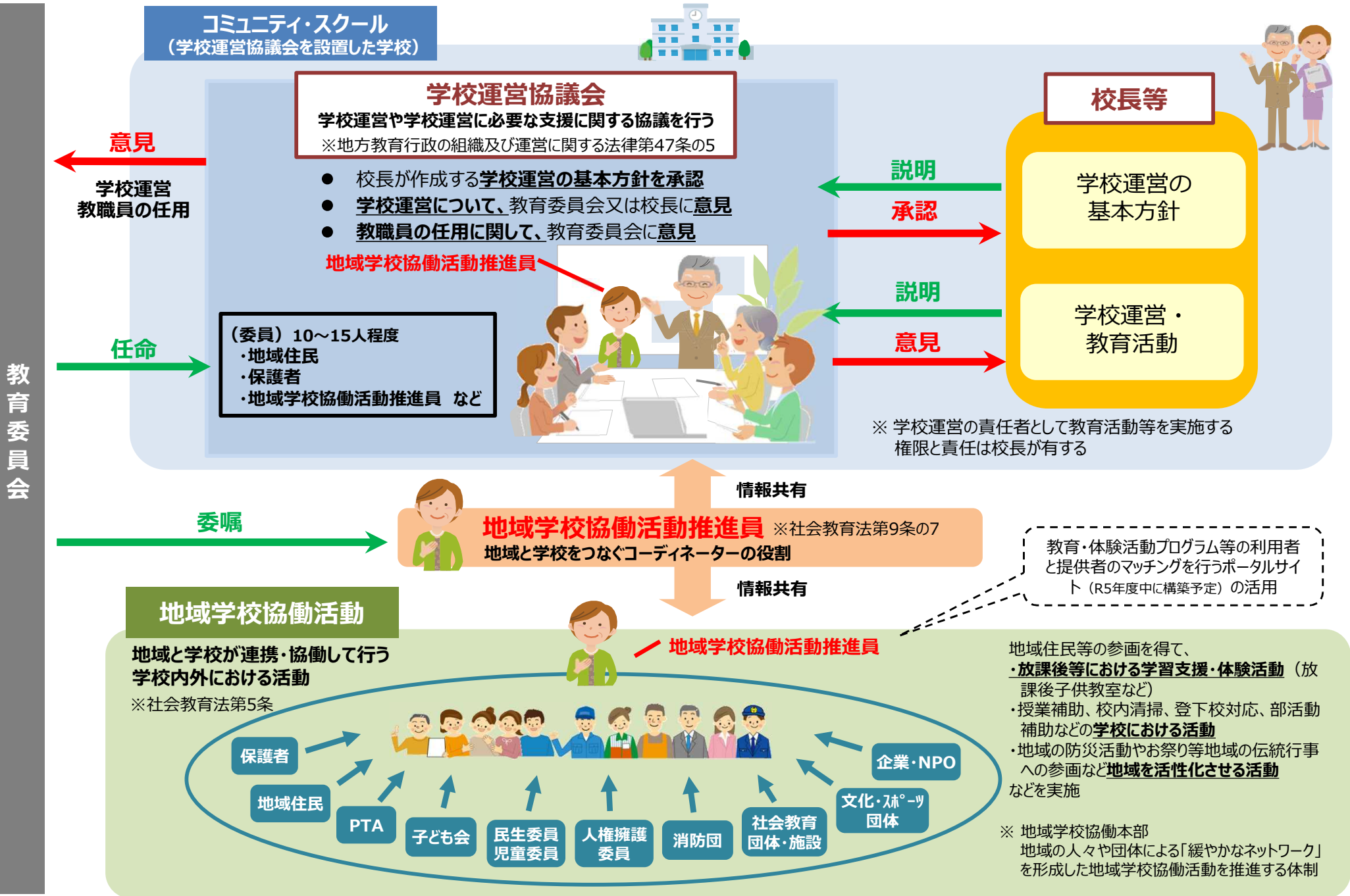
【令和6年度募集スケジュール】※二次募集は、市区町村規模で申請額50万円以下の活動が3件まで申請可能となります。

	活動時期	申請・交付決定スケジュール
一次募集	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	○申請：令和5年10月1日～11月21日 ○交付決定：令和6年4月（予定）
二次募集	令和6年10月1日 ～令和7年3月31日	○申請：令和6年5月1日～6月18日 ○交付決定：令和6年8月（予定）

※子どもゆめ基金サイト
<https://yumekikin.niye.go.jp/>

コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的推進等 について

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸術学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など

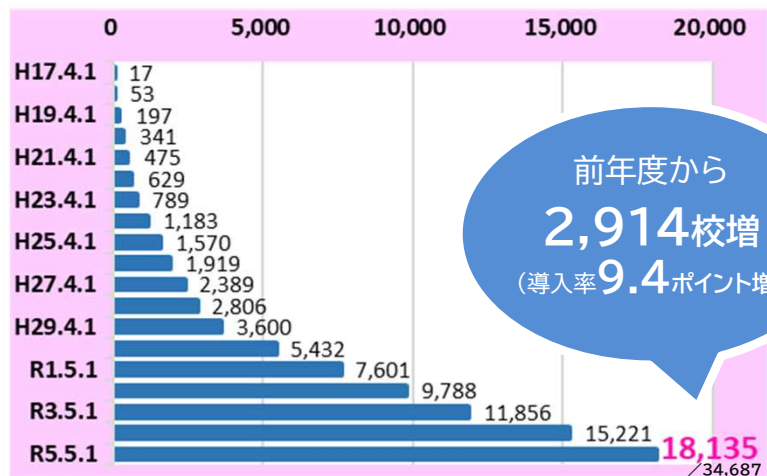


コミュニティ・スクールの導入状況 -学校数-

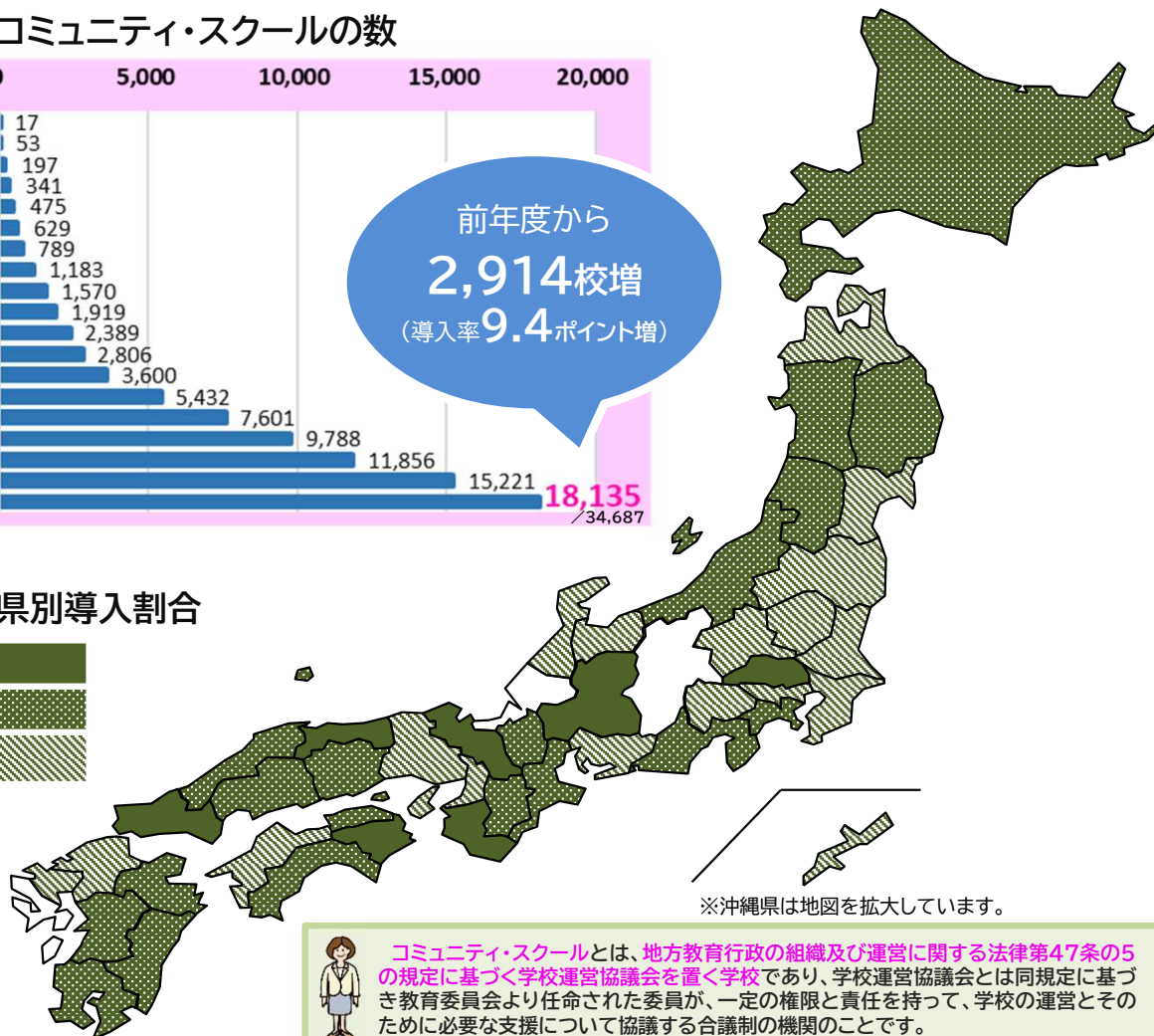
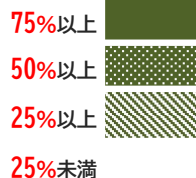
令和5年5月1日
時点

コミュニティ・スクールを導入している学校数:**18,135**/34,687校
(教育委員会が学校運営協議会を設置している学校数)
全国の公立学校のうち、**52.3%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数



都道府県別導入割合

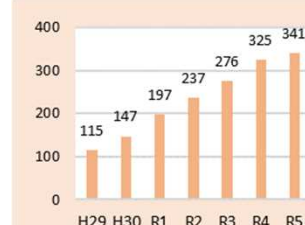


コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

校種別導入校数の推移

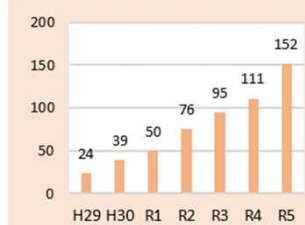
幼稚園

341/2,437園



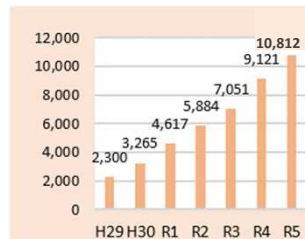
義務教育学校

152/202校



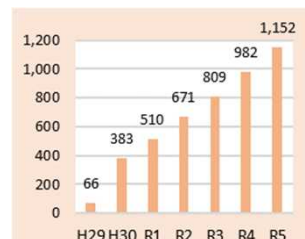
小学校

10,812/18,437校



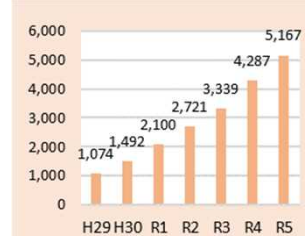
高等学校(中等教育学校含む)

1,152/3,484校



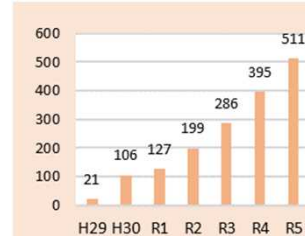
中学校

5,167/9,010校



特別支援学校

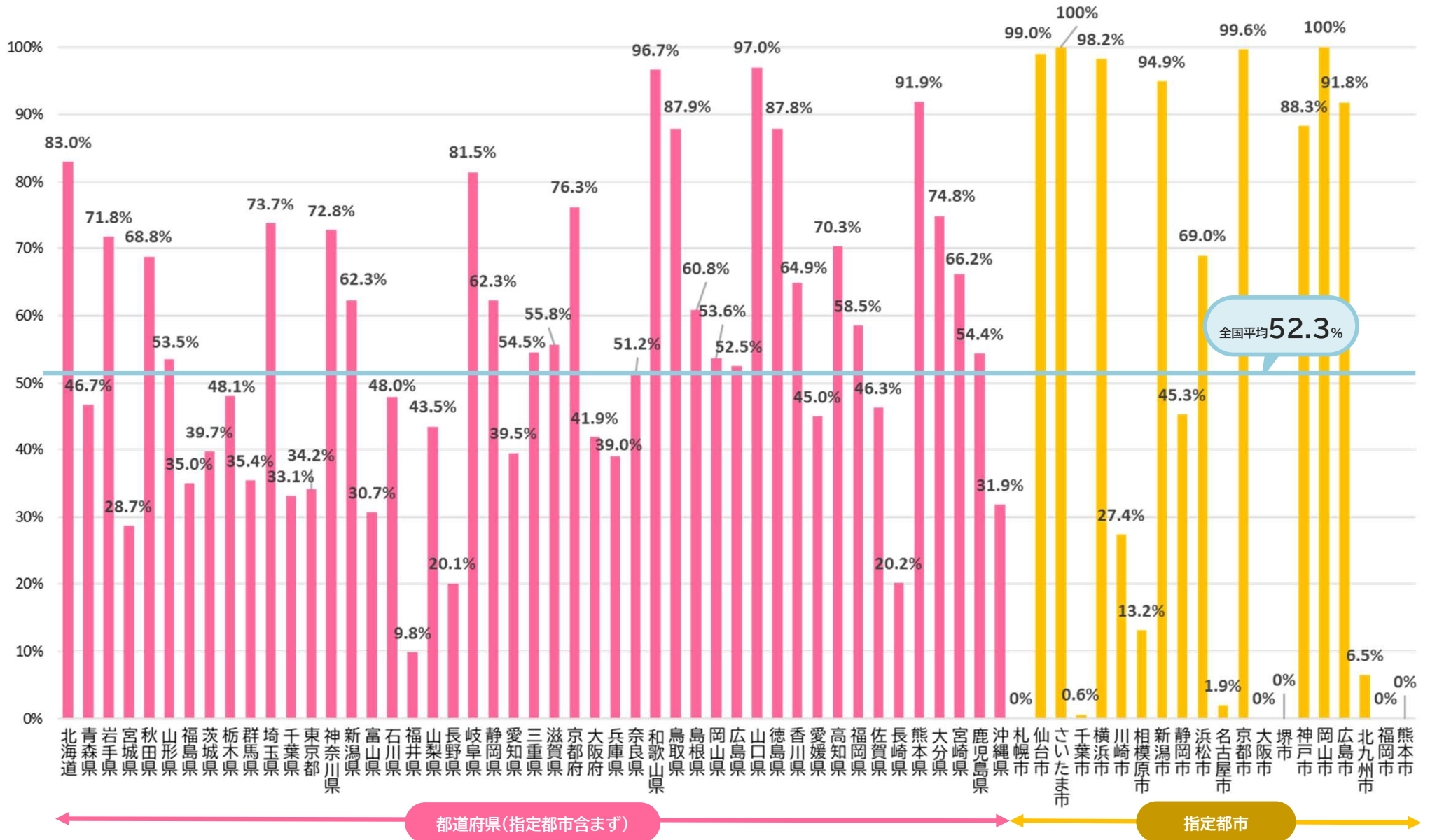
511/1,117校



コミュニティ・スクールの導入率

令和5年5月1日
時点

都道府県・指定都市別/全学校種



コミュニティ・スクールの有用性

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化

学校の課題



「社会に開かれた教育課程」の実現

教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働することに課題

学校における働き方改革

学校業務の精選や教師の意識改革などに課題



子供の課題



不登校対策

不登校やいじめなど、学校内外において子供が抱える問題への対応に課題



地域の課題



地域コミュニティの再生

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題



コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

（例）茨城県牛久市

学校運営協議会委員が**授業研究に参画**。学校理解を深め、熟議を行うことで、**社会に開かれた教育課程を実現**。教師の**授業力向上**、子供の**学力向上**にも寄与

（例）岡山県浅口市

保護者や地域住民と**目標や課題を共有**し、**業務の見直しを実現**。協議を通じて**教師の意識改革**にも成果

（例）北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、**多様な関係主体との円滑な情報共有**や**連携・協働**により、**チームとしての不登校対策体制**を構築

（例）岩手県大槌町

地域の協力のもと郷土の歴史や特産・文化を学ぶ「**ふるさと科**」を推進し、子供たちの**地域への愛着を育む学び**を充実

（例）熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、**地域住民との合同防災訓練**など、**防災に関する事項・取組**を協議・実践



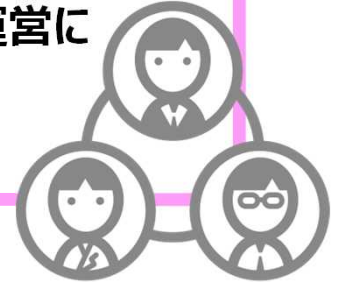
東京都八王子市



八王子市立元木小学校の例

市内の約17の小学校において、学区内の放課後児童クラブ関係者が学校運営協議会委員となり、地域関係者の一員として学校運営に参画している。

※八王子市は全ての公立小学校に学校運営協議会が設置されている。



- 元木小学校の学校施設外で運営している放課後児童クラブが、平成30年度に移転することが決まっていた。
- 学校敷地内専用施設への移転については、学校運営協議会でも協議がされたが、その際、放課後児童クラブの施設長兼運営NPO法人代表が学校運営協議会委員となっていたことで、学校運営協議会の重要な議題となり、「学校教育活動や学校周辺の近隣住民の生活に支障をきたさない」という視点で、市側との緊密な連携のもと計画を練り上げ、スムーズに移転を進めることができた。
- また、放課後の子供の居場所づくりとして、放課後子供教室が毎週3回実施されている。運営組織は地域住民有志から成る推進委員会だが、推進委員会の会長は学校と地域住民との橋渡しを行う学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）も務める学校運営協議会委員である（放課後児童クラブ施設長とは別の委員）。これにより放課後児童クラブ、放課後子供教室それぞれからの報告が学校運営協議会でなされ、全委員が情報を共有できるため必要に応じての連携もしやすくなった。
- 学校運営協議会で、放課後児童クラブ関係者から活動の様子を共有いただくことで、地域と学校が全体として子供たちの様子を把握できるとともに、放課後児童クラブ関係者にとっても学校の活動を知る機会となり、お互いの理解が進むことで普段から連携がしやすくなった。

総合教育会議を活用した放課後児童対策の検討

総合教育会議：

教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため、地方公共団体の長及び教育委員会により構成される。

教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策等について協議を行うこととなっている。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4により設置

総合教育会議の内容として、「福祉部局と連携した総合的な放課後対策」を取り上げた自治体

全国で **97** ※都道府県・指定都市（2）、市町村（95） 「教育委員会の現状に関する調査」（令和3年度間）

大阪府池田市

- 令和3年度に、市長から、教育長に対して、待機児童を生じさせたくないよう受け皿を確保すべく、学校施設の積極的活用に関する要請。総合教育会議においても、議題として協議。
- これを受け、教育委員会として、放課後児童クラブに対する小学校の部屋の提供を協議・検討。
- 令和4年度の総合教育会議において、教育委員会から、4校での部屋の追加提供のほか、追加提供ができなかった小学校については、特別教室を午後から活用可能とする調整を行った旨を報告。
- 委員からは、「教育委員会は、4校で部屋の追加提供を行うなどしており、これらの取組は評価できる」といった意見や、「プレハブの建築や民間の保育施設の活用なども考えられる」といった意見が出された。

※「令和3年度第1回池田市総合教育会議議事録」「令和4年度第1回池田市総合教育会議議事録」をもとに、文部科学省作成。

山形県鶴岡市

- 令和2年度の総合教育会議において、「地域と学校の連携について」のテーマのもと、「放課後対策」について協議。
- 事務局からは、放課後児童クラブの学校施設の活用状況、放課後児童クラブの空き教室や特別教室の開放希望調査の結果、他市の例も参考にした校舎と放課後児童クラブ施設の合築の検討状況などを報告。
- 委員からは「先生方の負担にならないような形で、・・・学校の施設を使うということをもっと積極的に考えていただきたい」「今回の放課後対策において学校の空いているところを使うということに関しては大賛成で、是非やっていただきたい。しかしながら、・・・学校の教職員が放課後活動のために施設の管理をしたり、子どもたちへの支援をしたりするという事は、働き方改革の面からも避けなくてはならないのではないか・・・放課後児童クラブや子ども教室に学校の余裕教室などを開放する場合には、・・・管理区分をちゃんとしてから開放しなくてはいけないのではないか」といった意見が出された。

※「令和2年度第2回鶴岡市総合教育会議議事録」をもとに、文部科学省作成。

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

71億円
71億円



現状・課題

- ▶ 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- ▶ コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R5時点：18,135校、52.3%）
- ▶ **コミュニティ・スクールと社会教育活動である地域学校協働活動を一体的に推進**することで、**学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進（質の高い公教育の再生等）

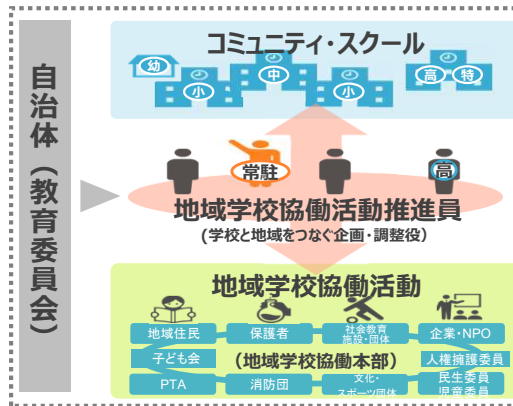
教職の魅力向上等を通じ、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む。教師が安心して本務に集中し、志高く誇りを持ってこどもに向き合うことができるよう、（略）**コミュニティ・スクール等も活用した社会全体の理解の醸成や慣習にとられない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等を推進する。**…（略）

安心して柔軟に学べる多様な学びの場の環境整備を強化する。（略）**地域を始め社会の多様な専門性を有する大人や関係機関が協働してきめ細かく教育に関わるチーム学校との考え方の下、地域と連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、**…（略）

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

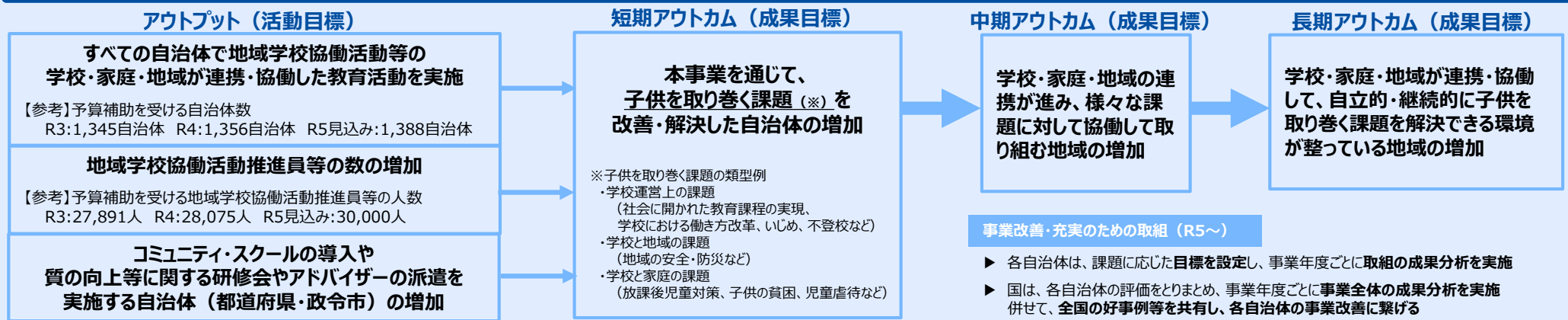
事業実施期間	： 平成27年度～
交付先	： 都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	： ①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	： 国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3
支援内容	： 地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



具体的な取組

- ▶ **コーディネート機能の強化**
 - 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
 - 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置や、常駐的な活動等を支援**
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
 - **学校における働き方改革に資する取組、学習支援や体験・交流活動等を支援**
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
 - **CSアドバイザーの配置促進**
 - **地域学校協働活動推進員等に対する研修の充実**

ロジックモデル



（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

趣意

- 「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、受け皿確保（152万人分）や待機児童対策に集中的に取り組んできたが、目標の達成は困難な状況。
- 放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、とりまとめた。
- 「こども未来戦略」における加速化プラン期間中、早期の受け皿整備の達成に向け、本パッケージは令和5～6年度に取り組む内容をまとめたものである。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

放課後児童クラブの実施状況 (R5.5.1) 登録児童 145.7万人 待機児童 1.6万人
(R5.10.1) 登録児童 139.9万人 待機児童 0.8万人

(1) 放課後児童クラブの受け皿整備等の推進

放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 放課後児童クラブ施設整備の補助率の嵩上げ【R5補正】
- ② 学校（校舎、敷地）内における放課後児童クラブの整備推進
- ③ 学校外における放課後児童クラブの整備推進（補助引き上げ）【R5から実施】
- ④ 賃貸物件等を活用した放課後児童クラブの受け皿整備の推進（補助引き上げ）【R6拡充】
- ⑤ 学校施設や保育所等の積極的な活用

放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善【R6拡充】
- ② 放課後児童クラブに従事する職員に対する処遇改善
- ③ ICT化の推進による職員の業務負担軽減【R5補正】
- ④ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減

適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進
- ② 放課後児童クラブ利用調整支援事業や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等（補助引き上げ）【R6拡充】

その他

- ① 待機児童が多数発生している自治体へ両省庁から助言
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進
- ③ 更なる待機児童対策（夏季休業の支援等）に係る調査・検討

(2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターする人材の確保

- ① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善(再掲)
- ② 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の「校内交流型」「連携型」の推進
- ② こどもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）【R5補正】
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
- ⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知等）

質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組
- ③ 事故防止への取組
- ④ 幼児期から学童期に渡っての切れ目のない育ちの支援

2. 放課後児童対策の推進体制について

(1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

(2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

(1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

(3) こども・子育て当事者の意見反映について

放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について

(令和5年8月31日付けこ成環第125号・5教地推第71号通知)【概要】

放課後児童クラブの待機児童の解消が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、改めて「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」)の趣旨を周知するとともに、**待機児童の解消を目指し、学校施設を有効活用した放課後児童クラブの実施等の取組を一層促進するため、配慮いただきたい事項について通知**するもの。

1. 学校施設等の有効活用について

(1) 余裕教室の活用及び放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ① 余裕教室の活用、**学校施設の一時的な利用(タイムシェア)**の促進
- ② 学校教育・児童福祉を担う**部局間・関係者間の連携**による検討
- ③ 余裕教室の改修、設備整備、備品購入、プレハブ施設の設置等に係る**国庫補助(放課後子ども環境整備事業)**の活用
- ④ 学校施設の転用に係る**財産処分手続の大幅な弾力化等**

(2) 廃校施設の活用

- ・ 地域の実情・ニーズを踏まえた廃校施設の活用
- ・ 施設改修、送迎支援に係る国庫補助(子ども・子育て支援施設整備交付金)の活用

(3) 学校施設と放課後児童クラブの複合化

- ・ 学校施設と他の公共施設等の複合化に関する報告書・事例集、複合化して整備する場合の補助金の活用

2. 学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化について

- ・ 学校施設の管理運営上の責任の所在について関係部局間での取決めが行われやすくなるよう示した**協定書のひな形**(R1.7通知)の参照
- ・ 学校施設の一時的な利用(タイムシェア)において**あらかじめ取り決めておくことが望ましい事項**の参照

3. 関係部局間・関係者間の連携について

(1) 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

- ・ 教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後児童対策について積極的に**総合教育会議で取り上げ**

(2) 推進委員会等による放課後児童対策の検討

- ・ 市区町村:新プランに基づく運営委員会等を活用した適切な体制づくり
- ・ 都道府県:新プランに基づく推進委員会等を活用した連携

(3) 学校運営協議会を活用した学校・家庭と放課後児童クラブとの連携

- ・ **学校運営協議会制度の導入や積極的活用**(例:放課後児童クラブ関係者を協議会委員に選定、議題設定の工夫)の検討

4. その他

(1) 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した運営について

- ・ 新プランに基づく**両事業の連携**、同一小学校内等での**一体型の推進**
- ・ 国庫補助等の活用による推進体制の構築・実施環境の整備

(2) 放課後のこどもの居場所づくりについて

- ・ 児童館・社会教育施設等を活用した居場所の確保
- ・ 国庫補助(放課後居場所緊急対策事業:児童館等の入退館の把握や見守りを行う専門スタッフの配置を支援)の活用



放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について(通知)(令和5年8月31日付けこ成環第125号・5教地推第71号通知)

https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/R5houkagojidou_shisetsukatuyou_tsuchi.pdf

「社会教育士」について

社会教育士について

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に活かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- | | |
|---------|---|
| 第8条第3項 | 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。 |
| 第11条第3項 | 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。 |

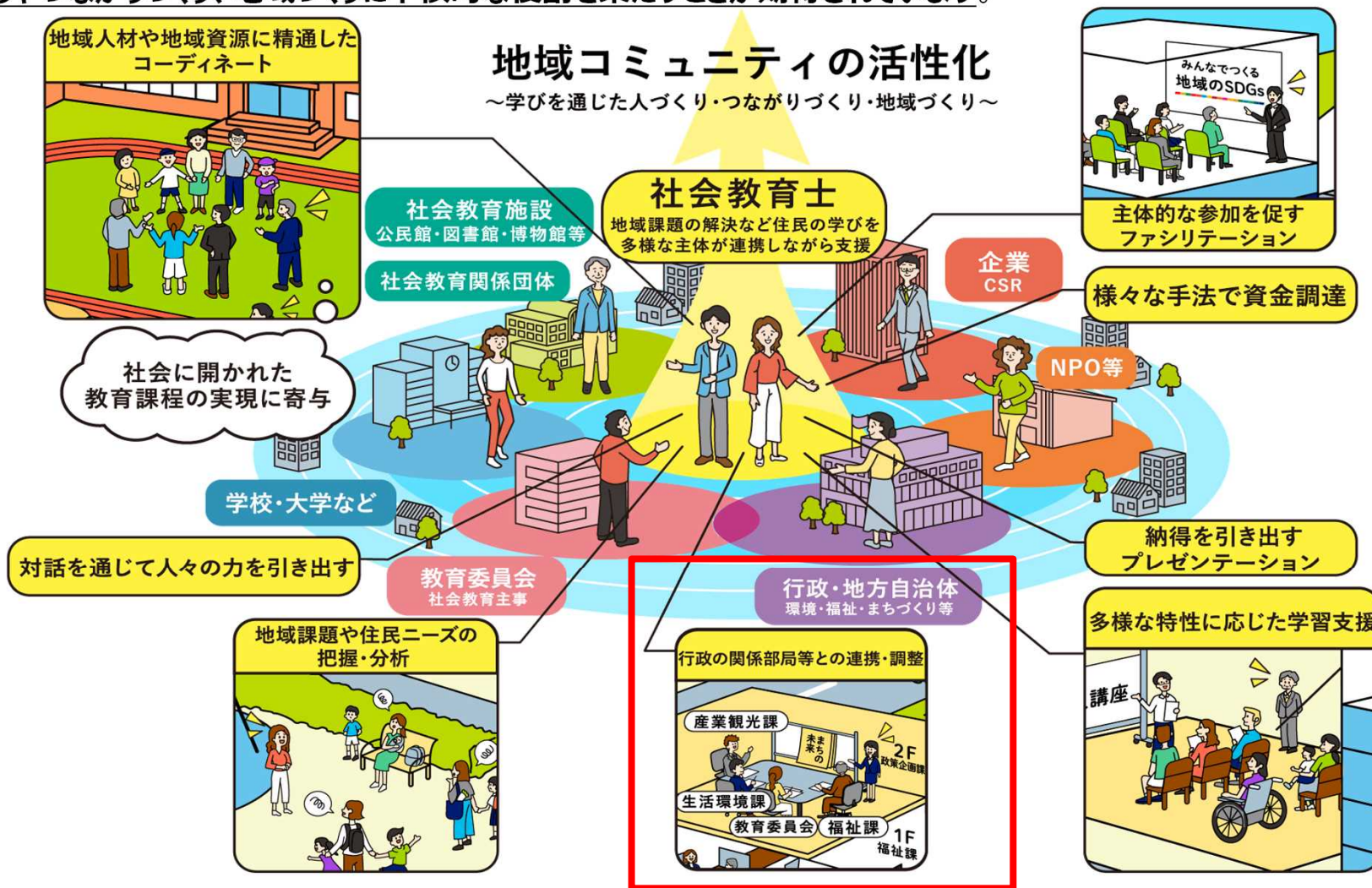
これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
(内訳) 主事講習	492人	1,414人	1,532人	3,438人
(内訳) 養成課程	214人	336人	538人	1,088人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	4,526人

社会教育士に期待される役割（イメージ図）

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



社会教育人材（社会教育士等）の活動事例

今後、社会教育施設や学校、行政、民間など様々な場で、地域の学びと実践をコーディネートする社会教育人材の活躍が期待される

学校図書館 × 社会教育士（埼玉県さいたま市）

学校図書館（司書）の役割・業務

- 学校図書館の運営に必要な専門的・技術的な職務
- 学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を教員等とともに進める

等

社会教育（士等）の視点

- 司書の専門性を活かし、**本を通じて**自校の生徒を地域の多様な人や施設・団体とつなげることで、地域と協働・連携することができる
- **学校図書館の機能を活かし**地域とつながることで、自校の生徒だけでなく貧困などの課題を抱える子供たちに本を届ける取組を推進できる

具体の取組・活動

- 公民館と連携して「ビブリオバトル」などの読書活動を実施することで、**中学生・高校生が、多様な年代と関わることができる場である公民館にあらためてつながる**（高校と公民館の連携、生徒の多世代交流の機会）
- ネットワークを生かして地域の**NPO活動等にも関わり、子供たちの居場所に本を届ける活動に参画**
- 本と人をつなげるために、**図書館関係者以外の人とつながりづくり**を積極的に展開（Youtubeラジオなど）



防災行政 × 社会教育士（北海道恵庭市）

防災行政（職員）の役割・業務

- 自治体の防災計画等の策定
- 防災マニュアル（避難所運営マニュアル等）の作成・周知

等

社会教育（士等）の視点

- 災害時に、「行政がなんとかしてくれるだろう」ではなく、自分ごととして主体的に動いてもらうためには、**住民同士の学び合いの中で気づきを促す社会教育のノウハウや専門性を活用**することが効果的
- 地域のキーパーソンの発掘・育成など、**地域との関係性を高める**ことが重要

具体の取組・活動

- 地域全体で「共助」を**行動に移せるところまで理解してもらうため**、防災マニュアルの作成過程で、学習テーマを「避難所」、学ぶためのツールを「マニュアルづくり」とした**地域住民が参加する「防災学習会」を実施**（住民同士の協議が、「次はどうする？」と**自発的・発展的に展開するところまで促す**）
- **社会教育主事時代に築いた地域とのつながり・関係性を生かして**、既存の地域のラウンドテーブルの活用や新たな組織的な活動の構築、市民への効果的な情報伝達を実施



社会教育人材（社会教育士等）の活動事例

今後、社会教育施設や学校、行政、民間など様々な場で、地域の学びと実践をコーディネートする社会教育人材の活躍が期待される

農業・地域づくり × 社会教育（島根県安来市）

農村RMO(※)の役割・業務 (※農村型地域運営組織)

- 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う

社会教育（士等）の視点

- 主要産業である農業に加え、地域全体の活性化を図るためには、**農業関係者だけでなく、地域住民全体を巻き込んでいく必要がある**
- **地域運営組織にも農業関係者だけでなく、幅広い人材が必要**
- そのため地域住民の**話し合いの場を創出することが効果的**

具体の取組・活動

- **地域ビジョンの作成**に向けて、地域の主要産業である農業活性化についての**アンケートを全世帯で実施**
- 住民が中心となって話し合いを進めるにあたって、県からの**派遣社会教育主事がオブザーバーとなり、公民館と連携して、世代別・全世代のワークショップなどをコーディネート**
- 話し合いを通じて、**地域全体にビジョンが浸透**。
新しい**人のつながり**と**新たな人材発掘・育成**につながり、農村RMOにも**幅広い人材が参画**



社会教育士特設サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/01_I/08052911/mext_00667.html

家庭教育支援について

1. 家庭教育の位置づけ

- 家庭教育は、すべての教育の出発点であり、父母その他の保護者が子供に対して行う教育。子供の豊かな情操、家族を大切にする気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどを含め、子供の基本的な生活習慣や自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担うもの。

◆教育基本法(平成18年法律第120号)(抄)(※改正教育基本法(H18)において新設された条文)

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義務的責任を有するものとして、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重(※)しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(※ 家庭教育支援に当たっては、個々の家庭における具体的な教育の内容や方法は、各家庭(保護者)が決めるものであることに留意)

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

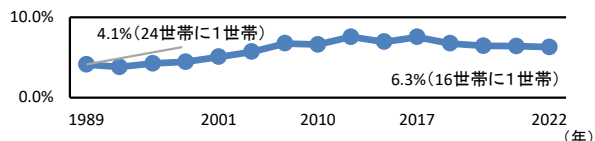
第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

2. 家庭教育を取り巻く状況

- 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化中、子育てに悩みや不安を持つ保護者も多く

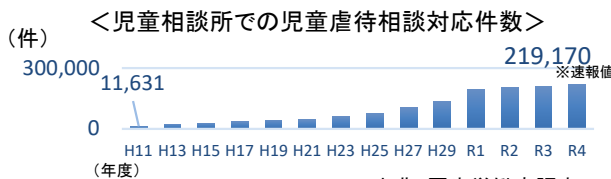
地域全体で家庭教育を支える体制を構築することが必要。

<「児童のいる世帯」の中で「ひとり親と未婚の子のみの世帯」の割合>



出典:「国民生活基礎調査」(厚生労働省)

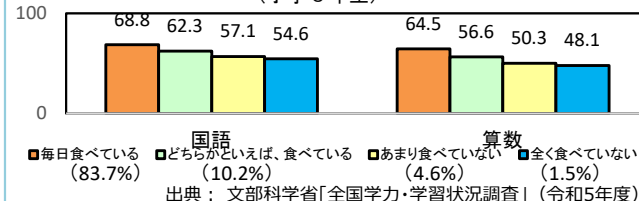
- 家庭環境が多様化し、様々な課題や複雑な事情を抱える家庭が増加する中、児童虐待など、子供たちの健やかな育ちをめぐる課題が懸念され、**真に支援が必要な家庭に寄り添い届ける支援(アウトリーチ型支援)が必要。**



出典:厚生労働省調査

- 子供の生活習慣の乱れが、学習意欲、体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されており、十分な睡眠、バランスの取れた食事、適度な運動など、**子供の健やかな成長には、規則正しい生活習慣の確立が必要。**

<朝食摂取と学力調査の平均正答率との関係>
(小学6年生)



出典:文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和5年度)

3. 文部科学省における主な取組

家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する様々な悩みや不安を抱える保護者を支援するため、保護者に対する学習の機会及び情報の提供等地域における家庭教育支援の取組を推進するための施策を実施。

- 地域の実情に応じた家庭教育支援(アウトリーチ型支援を含む)の取組(※)への財政支援
(※ 地域において家庭教育支援を担う人材の養成、「家庭教育支援チーム」の設置、様々な支援活動の実施等)
- 家庭教育支援に関する効果的な方策の調査検討・全国的な普及啓発
- 「家庭教育支援チーム」の設置促進(文部科学大臣表彰等) 等

地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和6年度予算額(案) 70百万円
 (前年度予算額 75百万円)



文部科学省

背景・課題

- こども家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約30万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約22万件)のリスク増

- ①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

事業内容

①地域の実情に応じた家庭教育支援の促進(継続) [61百万]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。

→ R6目標：1,000チーム

②個別の支援が必要な家庭への対応強化(継続)

- ①に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、
 - 相談対応や情報提供を実施。[8百万]
 - 地域人材の資質向上のための研修の実施。[1百万]

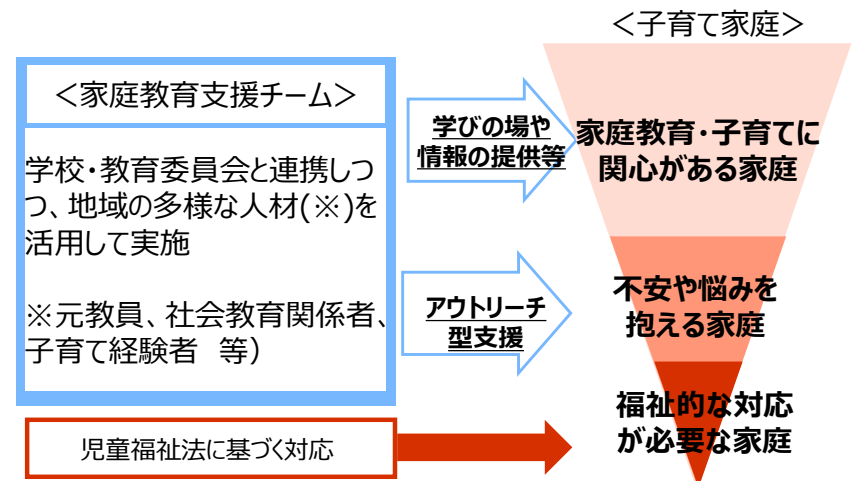
→ R6目標：100チーム

- 事業開始：平成27年度～

骨太の方針2023(令和5年6月16日閣議決定)

4. 包摂社会の実現(孤独・孤立対策)

日常の様々な分野で緩やかなつながりを築ける多様な「居場所」づくりなど孤独・孤立の「予防」、アウトリーチの取組、社会的処方¹の活用、ひきこもり支援、新大綱に基づく自殺総合対策など重点計画の施策を着実に推進する。



アウトプット(活動目標)

- ・家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム(成果目標)

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。(R3:29.9%)

インパクト(国民・社会への影響)

- ・家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受ける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

「家庭教育支援チーム」

趣旨・目的

- 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化等を背景に、子育てに悩みや不安を抱える保護者も多く、**地域全体での家庭教育支援の必要性**が高まっていることを踏まえ、文部科学省では、平成20年度より、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、**身近な子育て経験者や元教員等、地域の多様な人材を活用した「家庭教育支援チーム」の設置を促進**。

チームの構成・業務

- 地域の子育て経験者を中心として、教員OB、PTA等の教育関係者、民生委員や児童委員等の保健福祉関係者など、地域の実情に応じた多様な関係者で構成。
- 主な取組は、以下のとおり。
 - (1) 保護者等への学びの場の提供
 - (2) 保護者等への地域の居場所づくり
 - (3) アウトリーチ型家庭教育支援（※保護者の居場所に向かい届ける支援）

<活動事例>

保護者への学習機会の提供



保護者学習会の様子
(都濃町家庭教育応援団「さん・さん」
／宮崎県都農町)

啓発資料

- 身近な地域において保護者への支援を行う「家庭教育支援チーム」の組織化や活動を支援することを目的としたリーフレットを作成。
(平成28年2月)
- 地域において「家庭教育支援チーム」を立ち上げる際に必要な視点等について、事例、コラム等を交えて整理した手引書を作成。
(平成30年11月)



国による支援

<文部科学大臣表彰> ※平成29年度より実施【隔年】

- ・ 地方公共団体（都道府県・指定都市）からの推薦等によるチームの表彰。
令和5年度は、全国20チームの活動を優れた活動として選定し、表彰式を実施予定。
表彰式の様子は文部科学省ホームページで紹介。



<補助事業による推進>

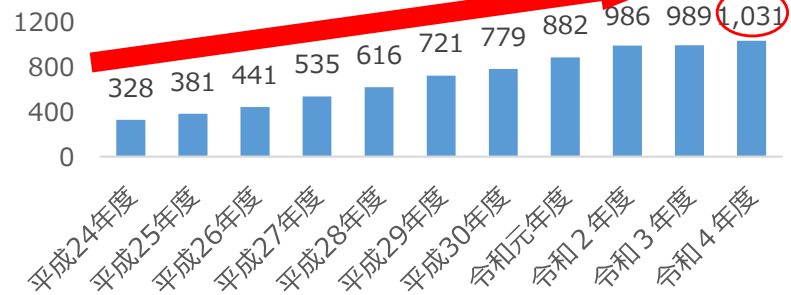
- ・ 地域における家庭教育支援基盤構築事業（1/3補助事業）において、家庭教育支援チームの組織化及び支援活動等に係る経費を補助。



<チームの登録制度>

- ・ 「家庭教育支援チーム」の設置促進とともに、各地域の取組状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信による全国の様々な地域における家庭教育支援の取組の活性化促進に資するため、「家庭教育支援チーム」登録制度を実施。【→登録チームは、ロゴマークを使用可】

家庭教育支援チーム数の推移



※ 補助事業により支援している「家庭教育支援チーム」数と登録制度に登録している「家庭教育支援チーム」数を合計したもの（各年度末現在）

「家庭教育支援チーム」の活動事例（令和3年度文部科学大臣表彰受賞活動より）

西会津町家庭教育支援チーム「こころのオアシス」（福島県）

【活動開始時期】 2017年9月

【構成員】 2人（元教員、元看護師）

【目的】

- ・子育てに悩む保護者が不安を抱えたまま孤立しないよう、相談に丁寧に対応し、関係機関と連携しながら支援する。
- ・家庭の教育力の向上のために、子育てに関する講座や親子参加のイベントを通して、保護者目線の学習機会の提供をする。 等

【主な活動】

- 家庭教育相談室「こころのオアシス」
小学校内に相談室を設置し、保護者や児童・生徒、地域の方の相談に応じ、関係機関と連携しながら相談者の不安解消や継続的な支援につなげる。
- 保護者への学習機会の提供
家庭教育講座や小学校見学ツアーを開催する。
- 企業訪問
多忙な保護者の就労先で、子育てに役立つ出前講座の開催や相談室のPRを行う。



【効果】

- ・保護者が立ち寄りやすい地域に根差した相談室として定着しつつあり、相談室が情報共有の場となることで、関係者同士の連携が円滑になっている。
- ・学校生活でつまづきがちな子供の居場所としても活用されている。 等

橋本市家庭教育支援チーム「ヘスティア」（和歌山県）

【活動開始時期】 2008年4月

【構成員】 33人（県教育委員、元小学校講師、民生・児童委員、子育て経験者 等）

【目的】

- ・子供が自立した大人に成長できるように、保護者が不安や悩みを抱えたまま孤立することがないよう、学校や行政等の関係機関と連携しながら活動している。

【主な活動】

- ・4つの部に分かれて活動しており、チーム員がそれぞれの得意分野を活かしている。
- 就学時健診時ワークショップ
市内のほぼ全ての小学校の就学時健康診断の場に出向き、保護者のつながりづくりや不安解消を目的としたワークショップを開催。
- 家庭訪問
保護者本人や関係機関の要望に応じ、家庭に訪問し個別に悩みを聞く。訪問した保護者が講座に参加したり、講座の参加者が家庭訪問につながるケースもあり、活動が相互に結び付いた支援となっている。
- ブックスタート
4～5か月健康診断の際に、絵本の読み聞かせ・プレゼントを実施。子育ての早い時期から、チームと保護者がつながる機会としている。



【効果】

- ・支援家庭が、子供に対してより良い関わり方ができるようになったり、保護者が感じていた孤独感を解消したりすることができた。 等

子ども・子育て支援制度の概要

市町村主体

国主体

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援

施設等利用費

施設型給付を受けない幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた子育て支援

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立支援

- ・企業主導型保育事業
⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援
- ・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業
⇒ くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業を支援

現物給付

現金給付

児童手当等交付金

児童手当法等に基づく児童手当、特例給付の給付

0～3歳未満 15,000円
3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円
中学校 10,000円
所得制限限度額（960万円）～所得上限額（1,200万円） 5,000円（特例給付）

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

令和3年度から多様な事業者の参入促進・能力活用事業（子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業）の1つ）にメニューを追加し、

- ・地方自治体（市町村・特別区）の仕上げ
- ・国で一定の基準を設けるものの地方自治体の裁量を認めることが可能な仕組み で実施。

1. 支援対象経費

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、本事業の要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料：どの施設等でも共通的に徴収している、いわゆる保育料。

2. 基準額

対象幼児1人当たり月額 20,000円

ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

3. 給付方法

市町村等から保護者に直接給付する。

4. 対象施設等の基準

【必須】以外は地方の裁量で内容や確認方法等の変更可。その際は、合議制の機関で審議。

職員	<ul style="list-style-type: none"> ○職員【必須】 有資格者3分の1以上（幼稚園教諭、保育士、看護師） ○配置基準（幼児：活動従事者）【必須】 3歳児 20：1 / 4歳以上児 30：1 また、2人を下回ってはならない
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○面積基準：集団活動室 1.65㎡以上/人 ○設備基準：調理室、便所、手洗用設備、必要な遊具等の備え付け
対象施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○開所時間【必須】 概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上 ○保育の必要性のある子どもの割合【必須】 幼児教育・保育の無償化の対象となる満3歳以上の子どもの数が、当該施設等を利用する満3歳以上の子どもの概ね半数を超えないこと
非常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 【必須】 ・消火用具、非常口の設置 ・非常災害に対する計画策定、訓練の実施 ・集団活動室を2階に置く場合は準耐火、3階以上に置く場合は耐火建築物（建物がない場合には、活動の実態に応じて必要と考えられる措置）
幼児の処遇等	<ul style="list-style-type: none"> ○活動内容 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な活動の計画を策定・実施 ・各施設等の活動方針に基づいた計画の策定 ○給食：出す場合、年齢等に配慮した食事内容等 ○健康管理・安全確保【必須】 ○職員・子どもの帳簿の整備 ○適切な会計処理が確認可能

5. 国と地方の負担割合

国、都道府県、市区町村 1/3ずつ